

魚津市告示第50号

基準該当居宅サービス事業所の廃止について

魚津市基準該当サービス事業者の登録等に関する規則（平成13年魚津市規則第28号）第9条第2項の規定により、基準該当サービス事業の廃止の届出があったので、同規則第12条の規定により公示する。

令和8年3月26日

魚津市長 村椿 晃

- 1 介護保険事業所番号 1680400023
- 2 指定基準該当居宅サービス事業所の名称及び所在地  
名称 パティオしらゆり  
所在地 魚津市本江1090番地
- 3 申請者 和カンパニー株式会社  
射水市東明七軒5番地13  
代表者 代表取締役 池尾 深雪  
射水市海王町24-1
- 4 廃止年月日 令和8年3月31日
- 5 サービスの種類 基準該当短期入所生活介護  
基準該当介護予防短期入所生活介護